

公契約条例の制定，公契約適正化の 取り組みを広げるために

——北海道での実践，調査・研究に基づく試論

川村 雅則

はじめに——課題の設定

- 1 公契約条例の概説
- 2 公契約条例制定の障壁
- 3 公契約条例を広げるために
- 4 調査・研究上の課題

はじめに——課題の設定

千葉県野田市で公契約条例が制定されたのは2009年のことである。一般財団法人地方自治研究機構のWebサイト（2025年2月20日更新）⁽¹⁾によれば，公契約条例の現在の制定数は，「賃金条項を有する公契約条例」が33，「賃金条項を有さない公契約条例」が57とある。この数を多とみるか。少ないとみるか。

条例の制定数は100に満たないものの，条例が制定された自治体の住民の人数でみる⁽²⁾と，条例が影響を及ぼす範囲は広いこと，また，労働組合の取り組みによって，公契約法（条例）制定を国に求める意見書が採択された自治体数は，条例制定数をはるかに上回る⁽³⁾ことなどには留意する必要がある。一方で，47の都道府県，23の特別区，1,724の市町村（内訳は，20政令市，772市，743町，189村）という自治体の数や，公契約の領域で起きている問題，あるいは，条例に対する期待と比較すると，上記の制定数は少ないという評価も可能であると思われる。では，条例を広げ

(1) 一般財団法人地方自治研究機構「公契約条例」を参照。

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/099_public_contract.htm

(2) 2015年国勢調査に基づく，賃金条項型の29自治体で977万人（人口の1割弱），理念型もあわせると4360万人程度で，人口の約3割が公契約条例の制定された自治体に住むことになるという。NPO法人建設政策研究所主催のシンポジウム「公契約条例の現状と課題を考える」『建設政策』第213号（2024年1月号）pp.28-35での長谷部康幸氏（全国建設労働組合総連合（略称，全建総連）賃金対策部長）の報告「全国的な広がりを見せる公契約条例」を参照。

(3) 全建総連・賃金対策部の集約では，意見書採択数は合計で931件とある。全建総連資料「公契約法等の自治体に対する意見書採択の取り組み状況」2023年6月時点より。

るためには何が必要か。どのようなことに留意する必要があるのだろうか。本稿では、筆者の拙い経験や問題意識、調査・研究⁽⁴⁾に基づきながらそのことを考え、もって各地の公契約条例の制定及び公契約適正化の取り組み（以下、公契約運動）への貢献を目指したい。公契約条例に関しては、すぐれた研究が数多く存在する⁽⁵⁾のでそちらを参照されたい。

本稿では、(1) まず、本稿を展開するのに必要な範囲で、公契約条例の説明をする。(2) 条例制定の障壁になっていると思われる大きな政治の動向に言及した後に、条例制定に失敗した札幌での経験（2012～13年）と、理念型条例が制定された（2016年12月）もののその後の発展が滞る旭川の経験を紹介する⁽⁶⁾。(3) 先行する自治体の経験⁽⁷⁾もまじえながら、条例制定を目指す上での要点をあげてみる。

なお、本稿は、学術的な論文ではなく、断片的な情報の提供にとどまるものであること、拙稿との重複があることをはじめにおことわりしておく。

(4) 本稿で紹介する筆者の経験、調査・研究は、次のとおりである。(1) 筆者の住む北海道は積雪寒冷地であり、公共事業のウェイトが大きい。冬になると失業を余儀なくされる季節労働者の雇用問題が発生する。筆者の公契約条例との関わりはそのような建設産業・雇用に関する研究から出発した。(2) より本格的には、本文にも記載のとおり、札幌と旭川での経験があげられる。札幌では、公契約条例案が当時の市長により2012年に議会に上程されるも、業界団体の激しい反対に遭い、継続審議扱いになり、翌年に否決された。旭川では、理念型条例が制定（2016年12月）されたものの、その後条例の発展をみない。(3) いずれにおいても、労働組合や弁護士らと団体を発足させ（「札幌市公契約条例の制定を求める会」、「旭川公契約条例研究会（改称後の名称）」）、条例制定に民間人として取り組んだ。活動は現在も継続中であり、その一環として、札幌・旭川のほか、公契約条例を制定した自治体での調査・研究活動を行っている。以上の成果は、NPO法人建設政策研究所が隔月で発行する『建設政策』などにまとめてきた。本稿で紹介するのはその一部である。全て筆者の研究室のWebサイト中の、下記URLにて公開をしているので詳細はそちらを参照されたい。

<https://sites.google.com/hgu.jp/kawamuramasanori/construction>

(5) 例えば、次のようなものがあげられる。(1) 公契約条例に造詣が深く世田谷区公契約適正化委員会副会長を務める永山利和氏の著作、全建総連の顧問弁護士として理論と実践の両面で活躍されてきた古川景一氏の論考、公務非正規問題の第一人者である上林陽治氏（現、立教大学特任教授）の論考、(2) 公契約条例の論点整理が行われた斉藤（2021）、嶋田（2022）、(3) 日本と諸外国の経験をまとめた松井・濱野（2012）に加え、(4) 当時制定されていた各自治体の条例の概要が整理された濱野（2018）は資料的価値がある。(5) 各自治体の公契約条例の個別の調査結果も積み上がってきている。いずれも、条例制定を目指す者にとって有益な情報である。

(6) 関係者の当時の取り組みを批判するものではない。とくに札幌では、全国で5番目の制定を目指していたことに示されるとおり、札幌市が条例案を上程した当時は、条例制定、経験の蓄積が十分になかったことは考慮される必要がある。札幌の経験は、当時、札幌市議会議員にして副議長を務めていたふじわら（2014）に詳しい。また、本稿を書くにあたり、北海道新聞社のデータベースで当時の新聞記事（以下、道新記事）にあたった。参考文献にあげた当時の筆者の拙稿も参照されたい。

(7) 多摩市の公契約条例を評価する声が多いように思われる。多摩市の条例は、注（24）のシンポジウムでの古川景一弁護士による報告（古川2017）、正木（2018）などを参照。本稿では、世田谷区と越谷市の条例を対象に行った筆者調査の結果を使っている。世田谷区に興味をひかれた理由の一部をあげると、委員会（「世田谷区公契約条例のあり方検討委員会」）が設置され、入札・契約制度に関する課題などが網羅的に調べられた上で、条例制定にのぞまれていること、公契約条例と入札制度の改善が一体的に取り組まれている、あるいは、総合的・体系的な取り組みがなされている、と思われたことなどによる。越谷市は、条例制定に労働組合の取り組みが反映されていると伺ったことによる。なお、言うまでもなく、筆者が知らないだけで、すぐれた条例や実践は各地にあると思われる。

1 公契約条例の概説

(1) 公契約条例の分類と要件

先に条例の制定数に言及したが、公契約条例は二種類に分けられるのが一般的である⁽⁸⁾。労働報酬下限額などの名称で一定の賃金の支払いを事業の受託者に求める賃金条項付の条例（以下、賃金保障型条例）と、理念などが掲げられるにとどまる条例（以下、理念型条例）である。理念型条例であるからといって一概に低く評価されるべきではない。一口に理念型と言っても、ガス抜きの制定され死文と化した条例から、掲げられた理念を実現し発展の可能性を秘めたものまで、幅があると思われるからだ。理念型から賃金保障型への発展を遂げたケースもある⁽⁹⁾。

濱野（2018）では、条例の主な規定内容として、①対象契約の範囲、②対象労働者の範囲、③賃金下限額、④審議会の設置、⑤受注者の責務、⑥履行確保の方法、⑦制裁、⑧社会的価値の実現を取り上げて整理している。①も②も対象範囲を可能な限り広げることで——契約金額を下げたり全ての契約を対象にすること、下請事業者には雇われる者や一人親方を含めて対象にすることで——それだけ効果は期待できるものの、逆に、事務負担が増す可能性がある。⑥履行確保の方法についても、現場調査など行えば、履行の度合いが上がるかもしれないが、負担は増す。職員数が限られた自治体運営のなかでは、事務体制とのバランスが重要になると思われる。

例えば上林（2018）では、公契約条例を機能させるための5つの要件として、（1）契約上の措置としての義務づけ、（2）賃金条項の設置と金額設定の根拠の明示、（3）サヤ抜き構造を改革するための元請責任の明記、（4）履行確保手段として、契約不履行の場合の契約解除や違約金支払いの条項が設けられていること、（5）「政（公）労使」からなる三者構成の審議会が設置されていることがあげられている⁽¹⁰⁾。

(2) 公契約条例で期待されていること

公契約条例の制定で期待されているのはどのようなことだろうか。労働組合で作成されたパンフレットに掲載されている、現状の「悪循環」状況と条例制定による「好循環」状況の対照的な図をイメージしながら整理すると、建設業界では、2000年前後からの、公共投資の削減や一般競争入札の拡大で過度な競争が進み、建設市場・労働者は急速に縮小してきた。若年層が入職せず高齢化が進み、担い手確保が深刻な課題となっている。同様に、国による地方行政改革は、委託や指定管

(8) 賃金保障型の公契約条例をさらに2つに分け、契約上の合意に基づき受注者の義務を発生させる型と、報酬下限額の支払いを条例で直接義務付ける「公権力規制型」とに分類する議論もあるが、運用の実態までみると、そのような分類が妥当かどうかは、なお明確でないようでもあるため、ここでは割愛する。この点は、例えば上林（2018）を参照。

(9) 高知市の事例を正木（2019）が取り上げている。また、経緯などの把握はしていないが、江戸川区においても、理念型条例（江戸川区公共調達基本条例、2010年4月1日施行）から、賃金保障型条例（江戸川区公契約条例）への改正が2021年に行われている。

(10) 筆者自身はまだそこまでの整理はできていない。この5要件は段階的に考えるべきものなのかもしれないが、とくに札幌での経験を踏まえると、（4）を明記することには躊躇するところがある。なお、川村（2025a, 2025b）でまとめた越谷市や世田谷区の条例は、この5要件を完備しない一例として上林（2018）では紹介されている。

理など直営事業の民間化を進めることになったが、民間化に際しては、労働者を守るルールは法で最低限定められたルールのみである。例えば賃金では最低賃金がクリアされていれば原則として問題はないし、事業者が入れ替わっても雇用の継承は義務づけられていない。そもそも、事業を受託した事業者と労働者との間に発注者は関与しないというのが自治体の基本的な姿勢であった。

以上のような状況は、事業者や労働者のみではなく、公共工事・サービスの質にも負の影響を与え、受託者のずさんな労務管理による事業で利用者の生命が奪われるといった深刻な事態にも発展するなどした（埼玉県ふじみ野市のプール事故（2006年）など）。その上に、地域で貧困が拡大することは自治体財政のひっ迫に拍車をかけ、そのことが低価格発注につながっていく——こうした負のスパイラルを断ち切ることが公契約条例に期待されている。適正価格の発注を通じて、受託者の事業経営が改善され、ひいては、労働者の賃金が適正化される。賃金の引き下げを競争手段（仕事獲得の手段）にするようなことはやめて、それ以外の手段——高度な技術や仕事の質、効率的な経営による価格設定などで仕事を受注することが可能になる。このことはさらには、ダンピング受注競争を排し、元請責任を明確にすることによって多重下請構造を是正し、適正賃金を下請事業者・末端の労働者にまで保障することにつながる。多重下請構造による負担の押しつけが宿痼となってきた建設業界にとって条例のもつ意味は大きい。事業経営や賃金・労働条件が改善されることで仕事の質も向上し、住民にとっても好ましい事態が期待される。

なお、第一に、労働者の賃金は、条例によって、結果として賃上げにはなるが、もともと予定価格で決められた金額が労働者に支給されるのであって、賃上げの原資を経営者が無理して捻出するものではないし、労使間の分配を変更することで実現する賃上げとも異なる。

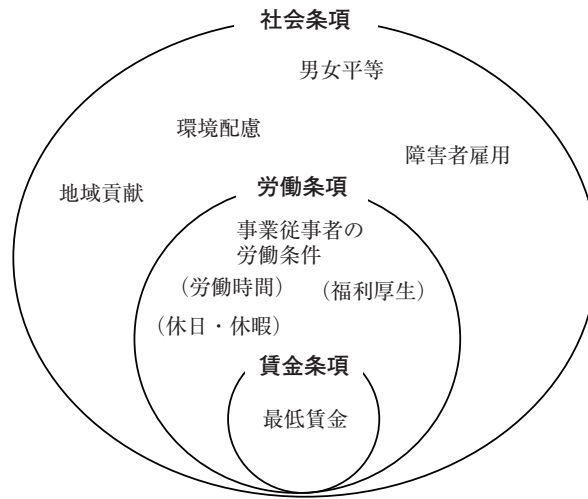
第二に、後述のとおり、新自由主義政治、構造改革政治が進むなかで公共の劣化が明白となり、公共の再生が課題に掲げられる今日においては、公契約運動とは、住民の福祉の増進に反する状況を看過してしまっている——気づいても、「最少の経費で最大の効果」規定で蓋をしてしまっている——行政や議会のあり方を是正する性格を有したものであることも強調されてよいと思う。

(3) 入札制度と公契約条例

全ての課題を公契約条例に負わせることは適当ではない。入札制度や関連政策（例えば、中小企業振興策・条例、地域産業政策など）との連繋を意識することが必要である。業界団体からも、入札制度の改善を求める声が強くあがっている。具体的には、ダンピング防止策としての最低制限価格制度や低入札価格調査制度、加えて、政策目的型入札（改革）としての総合評価落札方式（価格と、品質など価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式）が該当する⁽¹¹⁾。どのような考え方にに基づき、どのような評価項目・評価区分を設定し、どの位の重みづけをするのか、総

(11) 政策入札という言葉でこうした考え方を提唱したのは、武藤（2003）で、環境配慮、福祉、男女共同参画、公正労働基準など社会的価値を総合評価落札方式の枠組みのなかに組み込むことで、入札制度を、社会的価値を追求する政策手段として機能させるという考え方である。野口（2018）では、各自治体の Web サイトの掲載情報に基づき、総合評価落札方式で設定されている評価基準が紹介されている。「労働福祉に関する評価基準例」としては、①賃金の支払い、②社会保険等の加入、③障がい者雇用、④女性雇用、⑤若年者雇用、⑥高齢者雇用、⑦就職困難者の雇用があげられている。

図1 公契約法／条例の規制範囲の概念図



出所：松井・濱野（2012）p.55 より。

合評価落札方式を自治体が導入する際のポイントとなる。

総合評価落札方式が注目されるに至ったのは、激しい価格競争等による品質の維持が困難になっていたことを背景とする 2005 年の品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の制定による。横関（2009）によれば、総合評価落札方式は、「「価格」だけで契約の相手方を決定することを求める公共調達の特則をなすものであり、「この特則を公共工事の入札契約の原則にし、公共工事の入札契約においては、「価格」と「品質」とを総合的に評価して契約の相手方を決定しようとするのが品確法」であったとされている。

なお、入札制度（総合評価落札方式）や公契約条例でどのような価値の実現を図るのかには幅がある。賃金条項、賃金以外の労働条項、そして、社会条項という整理がされたのが図1である。賃金以外の労働条項や社会条項まで見すえた取り組みが関係者に求められている⁽¹²⁾。

2 公契約条例制定の障壁

(1) 新自由主義政治、構造改革政治と自治体

先述のように、公契約運動においては、事業者・労働者・地域住民・自治体など関係者全員にとってウィンウィンの関係が強調される。しかし、公契約法を国に求める声はあがっても、条例を

(12) 但し、価格以外を考慮した政策入札に対しては批判的な意見もあることは付記しておく。

自らのマチに制定しようと積極的に取り組む自治体はそう多くないのが実態ではないか⁽¹³⁾。その背景として、公共部門を縮小し、なおかつ市場化・営利化の対象とする、2000年代に入って以降の総合的・体系的な新自由主義政治、構造改革政治をみておく必要があるのではないだろうか⁽¹⁴⁾。この点に言及しておく。

2000年代以降、三位一体改革や平成の大合併など自治体構造改革が進んだ。三位一体改革では、補助金の廃止・削減が約4.7兆円、交付税総額が約5兆円削減された一方で、税源移譲は約3兆円にとどまるというかたちで決着した。また、平成の大合併はとりわけ周辺部の過疎を生み出した。全国の自治体職員は、1994年の328.2万人をピークに、ボトムのときでおよそ54.6万人のマイナスであった（近年は微増傾向にあり、2024年は対1994年比でマイナス47.1万人にまで回復）。なし崩し的に非正規公務員が増やされて、増大・多様化する公共サービスへの対応がなされてきたが、2020年度から始まった新たな非正規公務員（会計年度任用職員）制度は、多くの問題をはらんでいる⁽¹⁵⁾。

民間化は、第2次安倍政権から、「公共サービスの産業化」というかたちでさらに本格化する。経済財政諮問会議で民間議員によって、公共サービスの産業化が提起され、2015年の骨太方針に書き込まれることになる。意思決定過程まで民間資本が包摂・掌握し、自治体を丸ごと利潤追求の手段にするという民間化の新たな段階に入った、と岡田（2019a）はこの事態を捉えている。

例えば、このなかでインセンティブ改革としてあげられている「トップランナー方式」の活用とは、民間化でコスト削減を実現した先進的な事例の経費水準を地方交付税の算定に反映させることで、自治体全体に改革を促すものである。また、骨太方針2015を受けて、総務省からは「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」が自治体宛に通知され、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進策として、民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地方独立行政法人制度の活用などが掲げられている。

加えて、骨太方針に盛り込まれた改革を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」が設置され、改革を推進する司令塔の役割を果たしている。改革の進捗よくを確認しその推進を図るための調査が行われ、結果が公表されている（表1）⁽¹⁶⁾。さらには、総務省内に設置された研究会が取りまとめた「自治体戦略2040構想」報告（2018年7月）では、半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体（スマート自治体）への転換が目指されるべきだとしている。

(13) 少し古い調査データになるが、労働組合などで構成される「公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム」による、北海道内の全市（35市）を対象にした、入札・契約に関する現状と課題を把握するためのアンケート調査（2018年）結果によれば、公契約の適正化に関するルールの整備に対しては消極的な自治体が多く、「条例制定、内規策定、いずれの予定もない」が最多の21市である。以上は、同ワーキングチーム（2018）より。また、公契約条例制定の意思を札幌市が現時点では有していないことは、2024年3月の聞き取り調査結果による。詳細は川村（2024b～2024e）を参照。

(14) 参考文献にあげた岡田知弘氏（京都大学名誉教授）の著作、白藤・岡田・平岡（2019）のほか、渡辺（2020）を参照。

(15) この問題は拙稿（2024a）のほか、上林陽治氏の一連の研究を参照。

(16) 「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」。総務省Webサイトの「地方公共団体の行政改革等」ページを参照。<https://www.soumu.go.jp/iken/main.html>

单位：%

注1：民間委託では、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等に対応している団体を除く比率となる。

注2：同、委託率の算出方法は、委託実施団体数÷事業実施団体数（「全部直営かつ専任職員無し」除く）×100。

注3：指定管理者制度の導入率の算出方法は、制度導入施設数÷公の施設数×100。

出所：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等（2023年5月17日公表）」より作成。

(2) 業界団体からの強い反対——札幌の事例から

(17) むしろ、包括的な民間委託が進められようとしている状況さえ報告されている。久保（2019）、山縣（2019）などを参照。

批判的な検討が必要である。

まず、条例素案が2011年11月に市から示されパブリックコメントの募集が始まった。しかし、この段階で、業界団体は反对方針を表明し、公開質問が出されるにも至った。年明けの1月には、建設・警備・ビルメンテナンス業界三団体で、「条例は同一労働同一賃金に反する」「入札制度の改善を優先的に求める」「入札制度を改善せぬままの条例制定に反対」という内容の「陳情書」が出され、さらに、2012年4月には「公契約条例実施上の疑問点・問題点」のまとめられた文書が札幌建設業協会から出されている。

ボタンの掛け違いから出発したものの、条例案が継続審議扱いになったことを活かして札幌市は、業界団体への条例趣旨説明、モデル事業での課題の検証、業界団体との協議などを行うほか、最低制限価格の引き上げや総合評価落札方式の改善などの入札制度改革、賃金実態調査などを条例案の提案と並行して実施している。条例案の修正も行っている。しかし最後まで、業界団体との溝は埋められなかった。

事前の準備が圧倒的に不足していたのではないかと、筆者には当時感じられた。ふじわら（2014）も指摘するとおり、事業者と市との間に事前のコミュニケーションが不足していた⁽¹⁸⁾ことや、全庁的な取り組みになっていなかった。また、条例に反対する議員のなかには、公契約条例を、行政が一方的に賃金を決定して従わなければ罰則を下す、という（公権力を発動して規制をかけていく）性格のものともみなす発想がみられもした。新聞報道で罰則規定（をめぐりやり取り）に焦点があたった⁽¹⁹⁾ことも、そうした見方を助長した可能性がある。政治権力をめぐる現実政治のなかでは、政策は内容や効果だけで単純に評価されるわけでは必ずしもない部分もある⁽²⁰⁾と思われるだけに、条例制定のプロセスに際しては、なおのこと、丁寧な対応が求められる。

公契約条例案が札幌市議会で否決されてから10年以上が過ぎた。建設業界に限らず、人手不足が深刻化する今日においても、公契約条例の制定を再度目指そうとする動きは市（行政）の側にはみられず、議会の側でも、条例に対する対応・見解は割れたままである⁽²¹⁾。

(18) 但し、ふじわら（2014）も指摘のとおり、そうしたコミュニケーション不足の背景には、官製談合という入札制度をめぐり問題の発生があった（「＜記者の視点＞札幌市官製談合＊「一家意識」今こそ一掃＊市長、組織改革へ正念場」『道新』2008年11月3日付、「＜社説＞札幌市汚職＊道内最大手も関与とは」『道新』2011年3月4日付）。そのことは割り引いて考える必要がある。

(19) 条例の修正案のポイントの1つが、業界団体が求めてきた「条例の制定から一定期間、罰則を猶予する」ことであった（「公契約条例 再提案へ＊札幌市＊罰則猶予設ける方針」『道新』2013年7月30日付、「罰則 猶予期間は2年＊札幌市＊公契約条例案を再提出」『道新』2013年10月4日付）。

(20) 「市関係者は、議論が難航した要因を「民主党が推す上田文雄市長が公約し、その選挙を支える労働組合も制定を求めている。それで経済界に『労働者優遇の条例』というアレルギーが芽生えてしまった」と振り返る。／上田市長は市長選で、自民主党を支援する建設業界や経済界としばしば敵対。就任後は財政再建路線を基調に、公共事業削減を進めた。市発注事業の入札でも、落札の下限額である「最低制限価格」に近い低額落札が目立ち、建設やビル管理などの関係業界は不満を募らせていた。」「札幌市公契約条例案きょう採決＊選挙めぐる対立影響＊経済界にアレルギーも」『道新』朝刊2013年10月31日付。

(21) 公契約条例に対する札幌市の見解は、注（13）を参照。札幌市議会各議員には、2023年の統一地方選挙で公開質問を行い、その結果を川村（2023a）にまとめた。

（3） 理念型条例での足踏み——旭川の経験から^{（22）}

理念型の条例であっても、賃金保障型の条例への発展の余地はあるし、書かれた内容やそれを実行しようとする自治体の姿勢とあわせて評価がされるべきと思われる。

2016年12月に理念型条例が議員提案によって制定された旭川市の経験はどうか。理念型ゆえ条例に掲げられた目的や基本方針の具体化、実効性確保が課題であったところ、附則に書かれた「見直し条項」を経て、「公契約に関する施策を総合的に推進する取組の一環」として、2019年度から市発注工事に従事する労働者の賃金等についての実態調査（以下、工事賃金調査）が開始された。建設工事に限定されたものではあったものの、公契約の現場で起きていることの把握がこうして行われることは評価されるものであった。

しかしその後、同調査は2022年度で一旦休止し、3年程度の間隔を空けて、調査の実施を検討する（内容や方法はその間に検討する）ことが、2023年1、2月に該当部署で決定された。

もちろん条例が廃止されるわけではないから、条例の効果は存続する。条例制定で旭川市の発注の基本方針が定まったことで安定的な事務が可能となったことや、週休2日制工事の拡大など、適正な労働環境の確保に関連した取り組みは進められるという。但し、事業者側からのヒアリング結果——すなわち、積雪寒冷地ゆえ年間を通して仕事があるわけではないなかで、仮に設計労務単価の8割の賃金を保障しても、工事ができない時期の雇用や賃金はどうするのか。出稼ぎが困難ななかで給料を均してでも雇用が労働者側に希望されている。業界全体に公契約賃金（労働報酬下限額）を波及させていくというのは難しいのではないかと——をまじえながら、賃金保障型条例への移行は検討されていないことが旭川市から説明された。条例発展のための積極的な取り組みが運動の側に欠けていたことや、労使が参加する審議会が設置されなかった^{（23）}ことが、より掘り下げた課題の検証や議論の発展を困難にした理由ではないかと思われる。また、そもそも議会内では、賃金条項には慎重な意見が保守会派のなかであり、条例案に盛り込むことが見送られたという経緯がある。様々な意図、考えの合成で出来上がった条例であることは十分承知していたが、懸念^{（24）}はあったということになるのかもしれない。

（4） 公契約条例に対する否定的な見解

公契約賃金がたとえ契約を通じた両者の合意の下で義務付けられる性格のものであったとしても、札幌での経験に象徴されるとおり、容認しがたい規制と受け止める事業者は多いのではない

（22） 旭川の経験については、川村（2017）や川村（2023b）を参照。

（23） 理念型条例の制定にとどまった旭川市では、政（公）労使からなる審議会ではなく、公益委員のみで構成される旭川市契約審査委員会で審議がされた。同委員会の設置目的は、「市の公共工事等に係る入札及び契約について、その適正化の促進に関する事項について調査審議する」ことにある。旭川市の「旭川市契約審査委員会」を参照。
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/579/p003738.html>

（24） 旭川市の公契約条例制定をうけて開催されたシンポジウム（2017年）でも、講演者・パネラーとして参加された古川氏は、旭川市の条例の危うさを次のように指摘されていた。「まず危惧する点は、他の或る自治体で制定されている条例に内容がよく似ているということです。この条例は、保守系会派と首長が制定を推進したのですが、目的は学校の校舎を改築する際に地元業者に優先発注することにあります。しかし、それが露骨になると問題なので、品質確保や労働条件などをまぶして公契約条例のように仕上げたもので〔略〕これに旭川市の条例は内容的によく似ています。」川村・古川ら（2017）p.16を参照。

か。また、最低賃金を上回る賃金支給を自治体が設定することや、コスト削減の発想に反するようにみえる条例には素朴な疑問が寄せられる。学問的にも検討すべき論点は少なくない⁽²⁵⁾。

早津（2023）による整理を転載すると、「①憲法 27 条 2 項（労働条件基準法定主義）に違反する，②労働契約ないし労使（私人）間における契約の自由（労働基準法 2 条 1 項，労働契約法 3 条 1 項参照）に対する過剰介入である，③上乗せ条例となる公契約条例が，最低賃金法ないし（条例制定は法令に反しない限りで可能とする）地方自治法 14 条 1 項に違反する，④費用（＝財政負担）の増加をもたらしうる点において，地方自治法 2 条 14 項や地方財政法 4 条 1 項等に定められる経済性原則，ないしは，最少経費最大効果原則に反する，といったものに整理できる」とある。いずれも，業界団体からの批判や市民の素朴な疑問と重なるものであり，丁寧な説明や積極的な反論が課題である。

3 公契約条例を広げるために

札幌での条例案の否決から 10 余年が，旭川での理念型条例の制定から 8 年超が経過している。公契約条例（賃金保障型条例）に対する業界団体からのなお根強い反対，自治体の消極的な姿勢などを踏まえ，筆者らは調査活動を続けている。

従事者の確保や労働条件問題を含めて公共サービスのあり方を適正化・強化するということは，公共の削減を進めてきた国の方針と対峙し，新自由主義改革の尖兵（渡辺 2020）としての役割を担わされている自治体を変える，という一面を有する取り組みではないか。長年にわたる新自由主義政治によって公共サービスが毀損されてきたことがコロナ禍で露呈した。その立て直しを図ろうとする動きが地方から始まっている。こうした動きは，公共サービスの再公営化，ミュニシパリズム（地域主権主義，住民参加による地域民主主義）という世界的な潮流でもある。公契約運動は，その大事な柱になると考える。そのような前提に立った上で，公契約運動を進める上での留意点を考えていきたい。

（1）公契約問題が自治体に投げかけるもの

そもそも，公共民間・公契約の領域で様々な問題が生じている，ということは，国による構造改革政治を背景にしていることではあるとしても，行政や議会の本来的な役割（政策課題の発見と是正）が発揮されていない，問題が看過されている，という一面があるのではないか。

永山（2017）が示した，建設工事の基本的工程図に従い考えると，①事業企画にはじまり，②設計・積算，③予定価格の決定，④入札・落札・契約，⑤施工，⑥中間検査，⑦完工に至るまでの各工程で，行政には主体的な関与が求められている。しかしながら行政改革が進められるなかで，例えば②は外注化され，③，④は価格一辺倒による決定がなお主流であり，検査段階では人手不足などによって必ずしも詳細で十分な検査ができず，限定的かつ機械的な確認にとどまっているのではないだろうか。

(25) 早津（2023）のほか，松井・五十嵐（2011），斉藤（2021），嶋田（2022）など参照。

議会も同様である。議会のあり方を規定する「議会基本条例」が全国の半数近い自治体で制定されている⁽²⁶⁾のも、一面では、地方分権社会の到来のなかで、首長の事務の執行への監視・評価、市政課題に対する調査・研究や政策立案・提言など、議会の果たすべき役割が増大していることを反映している一方で、他面では、そもそも、議員・議会に対する住民の強い不信感の払拭が意図されているのではないだろうか。実際の議会（とくに都市部）では、公契約条例というテーマに限らず、会派をこえた議員相互の討論などままならぬ状況ではないか。また、たとえ自治基本条例や議会基本条例は制定されていても、住民参加が保障されておらず、形骸化しているケースは少なくないのではないかと⁽²⁷⁾。こうした状況を克服し、公共工事・サービスの根幹ともいえる、担い手を取り巻く環境・条件にも、政策課題が発見され、政策立案・提言のなされることが求められる⁽²⁸⁾。

以下、条例の制定や拡充にあたっての重要と思われることや制度の各論について述べる。

（２） 公契約条例・運動における各論

１） 適正な手続きと合意の形成

第一に、とりわけ条例制定にあたっては、関係者の合意をいかにつくっていくか、ということである。

公契約条例が求められるのはそもそも、過度な競争入札制度や、実効性あるダンピング防止策の欠如、積算能力の低下など、従来の入札・契約制度上の何らかの欠陥を背景にしていることが多いと思われる。その意味では、行政側の姿勢、入札・契約制度の検証こそが求められているのであって、労使双方から問題点が忌憚なく示される必要がある。条例制定の前に、庁内組織を設けること、労使双方からの意見を十分に聞く機会を設けることが必要であると思われる⁽²⁹⁾。勝島（2013）では、自治基本条例に基づく事前審議が公労使という三者構成のかたちで行われるなどの点で、多摩市が条例づくりの「モデル」として紹介されている⁽³⁰⁾。

(26) 議会基本条例の全国の制定状況については、自治体議会改革フォーラムと NPO 法人公共政策研究所という 2 つの組織による調査結果が、前出の、一般財団法人地方自治研究機構の Web サイトの「議会基本条例」ページで紹介されている。http://www.ril.or.jp/htdocs/img/reiki/034_council_basic_ordinance.htm

(27) 議員のパーソナリティによる、というよりは、議会の構造的な問題ととらえるべきと考える。以上の議会をめぐる問題などは、神原（2019）や森（2014）を参照。

(28) もちろん、公契約条例に関しても、議会のすぐれた取り組みはある。理念型条例（「高知市公共調達基本条例」）の 2012 年 1 月 1 日の施行から、約 2 年半後の 2014 年 9 月に賃金保障型に条例改正がされた高知市では、条例改正に反対する陳情や要望書が市内事業者団体の一部から提出され「市側が自ら条例改正案を提出することに躊躇するなかで、党派の垣根を越えて協力し、議員提案によって条例改正案を提出」という市議会の活躍があったという。正木（2019）を参照。

(29) 札幌の経験は前出のとおり。職員から伝わってきた声としてふじわら（2014）が紹介しているのは、「公契約条例は財政局の一部署だけが行っている。しかし、事業の発注は、建設局、都市局、水道局など部局がまたがるので、それぞれから職員が集まり情報を把握してやっていくことが必要だった〔略〕」とのことである。札幌のような大規模な行政機構であればこそ「全庁的な検討組織」が必要であった。

(30) 川村（2025b）で取り上げた世田谷区では、公契約のあり方などが検討された結果などがインターネット上で閲覧可能な状況にある。世田谷区の「公契約のあり方検討委員会」（2011 年設置）を参照。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8036.html>

2) 入札制度の改善と公契約条例

過度な競争入札制度を広げた構造改革政治で業界・事業者が厳しい状況におかれたことを踏まえても、入札制度の改善が期待される⁽³¹⁾。

国の取り組みでは、建設工事・建設産業では、品確法が2005年に制定され、同法を含むいわゆる担い手三法（建設業法・品確法・入契法）が2014年に改正、2019年には第二次改正が行われるなど、品質の確保とあわせて担い手の確保を目指す動きが進められてきた（2024年には第三次改正が成立）。公共工事設計労務単価（以下、設計労務単価）も、単価の算出手法の大幅な変更が行われた2013年度分から連続で大幅に引き上げられている。

国のこうした政策動向を踏まえ、入札制度の改善と並行して公契約運動を進めることが必要ではないか。当時札幌で筆者らが行った事業者調査では、発注者や元請業者との契約関係の不公平を指摘する回答のほか、入札制度の改善と公契約条例の制定の並行実施を容認する声が聞かれた。加えて、下請事業者ほど、賃金や発注価格に関する規制を求める声が多くみられた⁽³²⁾。

現状では、札幌市では、総合評価落札方式で様々な型式の整備が進むが、工事の品質確保に直結するものではないため、という理由で、賃金関連を評価項目として導入することについては検討されていない⁽³³⁾。それに対して、世田谷区では、総合評価落札方式に公契約の考えが盛り込まれた。すなわち、従来の施工能力審査型総合評価方式を改定し、過度な低価格入札を抑制する価格評価手法や労働環境整備等の取組状況への評価等を盛り込むことで、公契約条例の趣旨を具体的に反映した入札制度として「世田谷区建設工事総合評価方式」が策定された（2022年度から試行実施）。検証を重ねながら、品質と価格のバランスのとれた公契約の実現が目指されている。なお、同区の新しい総合評価方式では、賃金だけでなく、「労働安全衛生」や「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」などの項目が評価点に加わっていることも付け加えておく⁽³⁴⁾。

3) 審議会のあり方

関係者の合意形成にもかかわって、審議会のあり方が決定的に重要ではないかと感じている。賃金保障型条例が制定された自治体では、政（公）労使という三者構成の審議会が設置され、首長からの諮問に応じ関係事項の調査審議や研究などの機能を果たすことが求められている。濱野(2018)

(31) 当時の札幌での、入札制度の改善を求める業界団体の声はすでに紹介したとおりで、そこには賛同できる面もあった。例えば、札幌市建設業協会から出された前出の文書「疑問点・問題点」にも、「労務単価の問題は、入札契約制度、建設業の重層下請構造、積算方法、公共事業労務費調査等、様々な段階で内包している課題と密接に関連することから、総合的な施策の中で検討する必要がある」などとあった。

(32) 前者は、札幌市に本社を置く建設事業者を対象に行った調査（有効回答200社）で、川村（2012）を参照。後者は、2009年に建設事業者を対象に行ったアンケート調査結果の詳細集計（元請／下請別集計）で、調査結果は、パブリックコメントで提出した意見書（「（仮称）札幌市公契約条例素案に対する意見書」2011年12月21日）に添付している。

(33) 前出の川村（2024b～2024e）を参照。

(34) このことに関連して、公契約の適正化運動は過労死防止の取り組み（自治体発注の仕事から過労死をなくす取り組み）との「合流」が期待されると筆者は考えている。「過労死等防止対策推進法」では自治体（地方公共団体）の責務が明記されているが、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援以外にも、入札・契約を通じて自治体にはできることがある。

によれば、理念型条例が制定された自治体でも審議会が設置される例があるが、「ただし、学識経験者のみで構成される例が、類型①、②〔賃金保障型条例〕の場合よりも多く見られる」とのことである。旭川においてもそうであった。ILO 第 144 号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約）にならった構成が必要だろう。

もっとも、公契約条例というテーマに限らず、一般論として、行政内に設置される審議会は、課題の設定や議論の内容あるいは結論などが、ともすれば、予定調和になりがちであるように思われる。そうした制約をこえて、自立性をもった審議会運営を行っていくこと、また、審議会における審議内容や意見などが行政側に尊重される必要があると思われる。世田谷区では、公契約適正化委員会のほか、労働報酬下限額を専門的に審議する専門部会が設置され、緻密な議論の結果も公表されている⁽³⁵⁾。

4) 労働報酬下限額の決定基準、金額

労働報酬下限額の設定においては、下限額の決定基準やその金額が問われる。

建設工事の場合には、職種ごとに国が定めた公共工事設計労務単価があるから、それを基準に使うことができる⁽³⁶⁾。東京都内の条例制定自治体では（16, 17 頁表 2）、設計労務単価の 90% が多く採用されている。

委託等の場合はどうだろうか。濱野（2018）が書かれた当時においては、「建築保全業務労務単価、地域別最低賃金額、生活保護水準、自治体職員の給与額、自治体内の同種の労働者の賃金、当該職務の標準的賃金（厚生労働省『賃金構造基本統計調査』における賃金額等）等」が勘案された下限額が算定されているという。

世田谷区では、区の基本的な考え方として、そもそも、区の仕事を請負うというのは、区の仕事を代わりに行っていただいていう観点に立って、（1）区の職員の高卒初任給水準はクリアし、（2）その上で、委託先の業務内容に近い業務を行っているのは会計年度任用職員であることから、会計年度任用職員の賃金水準や賃金動向を踏まえるという考え方が採用されている⁽³⁷⁾。

(35) もっとも、その世田谷区でも最初から順風満帆にことが進んだわけではないようである。2015 年 4 月の条例施行後初の委員会では「行政側が、委員会の人事で、別組織の「入札監視委員会」の会長、副会長をそのまま横滑りさせる案を出」すなど揉めた経緯が永山（2020）では紹介されている。

(36) 但し、従来は、実勢賃金の下落が設計労務単価引き下げの理由に使われ、そのことがまた実勢賃金の引き下げを招くという負のスパイラルが発生していた点には留意が必要である。

(37) 永山（2023）に示された「枠組み」要素の詳細が参考になる。すなわち、①東京都最低賃金目安額を上回る、②建設工事下限額では東京都職種別設計労務単価の 85% を超える、③業務委託は、公務労働の代行契約だから、同一労働同一賃金原則を適用し、特別な訓練・教育なしの職務を基準として東京都特別区一般行政職員〔Ⅰ〕の高卒初任給を基準に、定められた計算式で労働時間 1 時間当たり換算の時間賃金を下限額に定める、④公務員賃金は例年人事院勧告により変化し、現状は地方公務員の会計年度任用職員賃金（月例賃金＋期末手当＋勤勉手当）を見据えた基準値を中期「目標」とする、⑤物価動向、春闘等による賃金動向を考慮する、⑥他区の労働報酬下限額、専門的基幹職種賃金水準やその動向を考慮する、⑦建設業、業務委託分野における労働需給、職種別要員のひっ迫状況、事業者の競争条件（ダンピング、不落・不調等の動向）等を配慮する、⑧区の財政状況、予定価格算定等に係る下限額の適否をチェックする、⑨区内労働市場への波及、区民からの納得性の適否、等である。なお、世田谷区では、委託等における職種別報酬下限額の設定は今後の課題である。

表 2 東京都内における公契約条例制定自治体の公契約賃金（工事、委託）

		多摩市	渋谷区	国分寺市	足立区	千代田区	世田谷区	目黒区	日野市
工事（熟練）		前年度 （令和 5 年度） 設計労務単価 の 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	前年度 （令和 5 年度） 設計労務単価 の 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 85%	設計労務単価 90%	設計労務単価 85%
委託	主な勘 案基準	最賃見込額 + α	行政職（二） 1-19	最賃見込額 + α	会計年度任用 職員給与	行政職（二） 1-19	行政職（一） 1-15	会計年度任用 職員給与 ※対象は別 シート職別欄 の 2 職種	最賃見込額 + α ※対象は別 シート職別欄 の 3 職種
	金額	1,169 円 （業種別設定 あり）	1,240 円	1,139 円 （業種別に 設定）	1,219 円 保育士 + 100 円	1,200 円	1,330 円	1,191 円	1,169 円

注 1：2024 年度の労働報酬下限額の実績などを掲載。

注 2：自治体は、条例の制定日順に並べた。条例の施行日が 2025 年 4 月 1 日である台東区、文京区、品川区はまだ実績がない。

出所：全建総連東京都連作成資料（2025 年 1 月 16 日更新）を加工。

表は省略するが（川村 2025b を参照）、同区の委託業務等における労働報酬下限額と東京都の最低賃金を比較すると（発効年月日はずれている）、当初 43 円の差額であったところ、ここ数年は差額が拡大し、2023・24 年には 217 円になっている。ポイントは、上記の区側の説明ですでにみたように、会計年度任用職員にも期末手当や勤勉手当の支給が始まったことを受けて報酬下限額を引き上げていること、一方で、区財政や事業者の経営を考慮すると、目標金額まで一度に引き上げるのは難しいから、段階的な引き上げを行っていることである。公契約賃金の基本的な考え方をまずは整理し、その上で、情勢などを考慮しながら、目標値に向けて、計画的に、段階的な引き上げが行われている点には示唆を受ける。

なお、予定価格の作成にあたって、委託等で働く公共民間労働者の賃金算出根拠には、非正規公務員の賃金が使われているという現状⁽³⁸⁾がある。委託等に出される以前には、非正規公務員が当該業務を担当していたというケースは少なくないから、（金額の低さはさておき）そのこと自体は妥当である。各自治体では、期末手当・勤勉手当の支給など非正規公務員の近年の賃金改善は委託等の賃金に反映されているだろうか⁽³⁹⁾。

5) 履行確保手段と実施体制

自治体職員という資源が限られたなかで、条例による政策効果を上げつつ、負担は適度に抑えることが求められる。報酬下限額など適正な労働条件が確保されているかを確認するための書類（労

(38) 公契約条例が制定されていない自治体でも、何らかの基準を用いて賃金額が決められ予定価格が作成されている。それを明らかにして、この基準（及び金額）が妥当かどうかを検証するのは関係者の重要な仕事である。直近の調査結果として、川村（2024e）を参照。

(39) そもそも長期の目標をあげると、公契約領域で働くかどうかにかかわらず、全ての労働者の賃金で最低生計費がクリアされる必要がある。これを一階・基礎部分とした上で、当該労働者の従事している仕事に応じて、職務給的な要素を二階部分として上乘せすることが課題である。最低生計費については、中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部准教授）らによる調査・研究の成果（中澤 2024）を参照。

新宿区	杉並区	江戸川区	中野区	北区	墨田区	台東区	文京区	品川区
設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	設計労務単価 90%	—	—	—
行政職（二） 1-19	会計年度任用 職員給与	①会計年度任用職員 ②特別区人勤の1級改定率 ②都最賃の上昇率	会計年度任用 職員給与 【用務】	会計年度任用 職員給与	会計年度任用 職員給与	会計年度任用 職員給与	東京都最低賃金及びその他の公的機関が定める基準等	地域別最低賃金行政職給料表（二）
1,245 円	1,231 円	1,220 円	1,310 円	1,191 円	1,210 円	—	—	—

注3：建設工事の下限額は、「熟練」のみ。「熟練以外」の情報は割愛。

注4：委託の下限額は、複数設定された自治体もあるので注意されたい。

働者支払賃金報告書、履行状況等報告書、労働条件確認帳票など名称は様々）の提出が受注者の責務として、なおかつ、履行確保手段として実施されている。賃金情報に関して言えば、Excel 様式で一人一人の支払い賃金情報を記載させる詳細なケースから、最も低い支払い賃金情報を記載させる簡易なケースまで、様々にみられる。それぞれの自治体での判断によるのだと思われる。行政と事業者の負担の問題もあり、解は1つではないだろうから、運用をしながら、必要に応じて見直しが行われることが適当であると思われる。独自の調査や会員への働きかけなど、実効を確保する上で業界団体や労働組合が果たす役割もあると思う。調査件数は多くないが、事業所を訪問しての労働条件や法令遵守の調査を社労士会に委託しているケース（世田谷区）もある。

なお、直接かかわることではないが、公契約条例で掲げられた目標は、契約という領域をこえた課題でもあると契約担当部署から言われることがある。条例制定前から、全庁的な取り組みにしていく体制整備も必要ではないかと思われる。

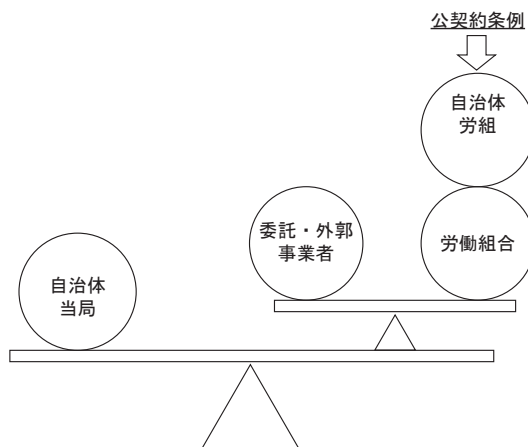
6) 労働組合に求められること

労働組合の主体的な取り組みの必要性は言うまでもないが、では、労働組合独自の課題は何だろうか。ここでは、越谷市の労働組合の取り組みを一例として取り上げる⁽⁴⁰⁾。

直営で行っていた事業が民間化される際には、労働条件の引き下げをともなうのが一般的である。政府による「公共サービスの産業化」圧力はその傾向を強められると思われる。公契約条例の制定を含め、労働組合の取り組みが期待されるところだが、ともすれば、労働組合が前面に出ることが条例制定の障害になる、という判断から（その判断は必ずしも誤りではないが）、労働組合の積極的な取り組みを欠いたり、取り組み自体を躊躇する声も労働組合から聞かれる。また、直営部門に対して公共民間部門への取り組みは総じて弱いという自治体労組への評価も聞く。

(40) 詳細は青木（2022）や川村（2025a）を参照されたい。

図2 自治体当局 × [委託・外郭当局 × 労働組合 + 自治体労組・公契約条例]



出所：青木（2022）p.5 より（一部改変している）。

それに対して、越谷市の条例には、制定の面でも制度内容の面でも、委託労働運動など、自治体労組による主体的な取り組みが色濃く反映されている。委託労働者を組織化し、事業者ならびに市と交渉するなかで、ときに「寝技」「裏技」も使いながら、ウィンウィンの関係が構築されてきた。こうした長年にわたる組合運動の蓄積や組合自身による研究活動の蓄積が、労使関係の構築や公契約条例に対する事業者側の理解を深め、条例制定を実現するベースになった。先行自治体の経験も踏まえて設計された同市の条例の特徴のうち、適正な予定価格の算出、地元採用・雇用の創出、雇用の継続という特徴（いずれも努力義務）は、組合の側が強く求めてきたものであり、なおかつ、条文に掲げるだけでなく、その実現のために力が入られている条項である。公契約条例に書かれた理念や目的の実現には運動が不可欠であり、労働組合運動の前進にとっても公契約条例の存在が欠かせないというのが同労組の見解である（図2）。規制の性質は異なるが、労働組合による規制と公契約条例による規制とが適切に組み合わせあった事例と思われる。

なお、委託労働者の雇用安定を実現する上記の雇用継続条項は、受注者の責務（努力義務）の1つとして濱野（2018）でも紹介されているが、各自治体で実際に実現はしているのか、またどのようにしてそれが実現しているか、明らかにすることが課題である。

4 調査・研究上の課題

公契約条例を全国に広める上でも次のような情報の発信、共有が期待される。

一、経済波及効果などを含め、公契約条例の直接的、間接的な効果の把握である。事業経営や労働者の賃金はどれだけ改善（適性化）されたか。同じ産業の労働者にはどの位波及したか。経済波及効果はどれほどであったか——条例の正当性・政策効果を検証する上で把握したい。産業連関表などを使った高度な把握方法でなくとも、まずは聞き取り調査やアンケート調査などでも十分であろう。なお、波及効果については、当該自治体の公契約賃金（労働報酬下限額）を賃上げ目標額に

設定したという、地域の労働組合による主体的な取り組みも報告されている。

一、公契約条例に対する業界団体の理解はどのようにして得られたのかということ、そのことにかかわって、条例の制定プロセスや内容の詳細である。条例制定で業界・事業者側はどのような利点を得ているのか、なおかつ、条例をどう評価しているのかの情報は、各地の公契約運動を進める上で有益であると思われる。

一、賃金保障型の公契約条例の肝であるが、報酬下限額は遵守されているのかの把握と、履行確認や遵守を可能にする仕組みの開発が必要だと思われる。とくに、重層下請構造である建設工事では報酬下限額は果たして遵守されているのか。もちろん、工事受託者から提出された書類上では遵守されていると思われるが、建設労働組合が行った独自調査では、報酬下限額が支払われていなかったり、職種を変更することで——例えば、設計労務単価の低い普通作業員に変更することで——対応しているケースなどが聞かれる。

公共の再生が掲げられる今、先行する経験や実績を共有しながら、それぞれの自治体・地域の課題や資源なども意識して、公契約条例の制定や公契約の適正化の取り組みを広げていくことが関係者に求められている。

（かわむら・まさのり 北海学園大学経済学部教授）

【参考文献】

- 青木衆一（2022）『「公共民間」という場所で考える——雇用、処遇、自治体交渉、公契約条例、組織、組織化』2022年3月発行（非売品）
- NPO法人建設政策研究所（2022）『川崎市公契約条例に関する調査報告書』NPO法人建設政策研究所、2022年3月発行
- 岡田知弘（2019a）「新たな段階に入った公共サービスの「産業化」政策」『季刊自治と分権』第76号（2019年7月号）pp.38-51.
- （2019b）『公共サービスの産業化と地方自治——「Society 5.0」戦略下の自治体・地域経済』自治体研究社
- （2024）「公共の民営化路線40年の到達と「公」の再建 京都橘大学教授 岡田知弘さんに聞く」『経済』第346号（2024年7月号）pp.12-27.
- 勝島行正（2013）「公契約条例の到達点と今後の課題」『自治総研』通巻411号（2013年1月号）pp.27-57.
- 川村雅則（2012）「札幌市の公契約条例の制定をめぐって」『建設労働のひろば』第84号（2012年10月号）pp.20-23.
- （2017）「旭川市における公契約条例の制定と今後の課題」『北海道自治研究』第576号（2017年1月号）pp.39-42.
- （2023a）「公契約条例に関する公開質問の取り組みと候補者からの回答（統一地方選挙2023）」『建設政策』第209号（2023年5月号）pp.44-47.
- （2023b）「旭川市公契約条例に関する聞き取り調査（2023年7月）の結果」『建設政策』第212号（2023年11月号）pp.38-43.
- （2024a）「非正規公務員が安心して働き続けられる職場・仕事の実現に向けて」『KOKKO』第55号（2024年5月号）pp.27-43.
- （2024b）「札幌市の公共調達及び総合評価落札方式に関する中間報告（1）——2024年調査に基づき」『建設政策』第215号（2024年5月号）pp.8-12.

- (2024c)「札幌市の公共調達及び総合評価落札方式に関する中間報告 (2) —— 2024 年調査に基づき」『建設政策』第 216 号 (2024 年 7 月号) pp.36-43.
- (2024d)「札幌市の公共調達及び総合評価落札方式に関する中間報告 (3) —— 2024 年調査に基づき【完全版】」『建設政策』第 217 号 (2024 年 9 月号) pp.38-49.
- (2024e)「札幌市の公共調達及び総合評価落札方式に関する中間報告 (4) —— 2024 年調査に基づき」『建設政策』第 218 号 (2024 年 11 月号) pp.40-45.
- (2025a)「越谷市公契約条例に関する調査・研究 (1)」『北海学園大学経済論集』第 72 巻第 3 号 (2025 年 3 月号) pp.67-113.
- (2025b)「世田谷区公契約条例に関する調査・研究 (1)」『北海学園大学経済論集』第 72 巻第 3 号 (2025 年 3 月号) pp.115-159.
- 川村雅則, 古川景一ら (2017)「連合北海道主催市民シンポジウム 公契約条例を社会に広げよう」『北海道自治研究』第 582 号 (2017 年 7 月号) pp.2-21.
- 上林陽治 (2015)「公契約条例ならびに公契約基本条例をめぐる論点」『自治総研』通巻 435 号 (2015 年 1 月号) pp.1-29.
- (2018)「公契約条例の現状と要件」『北海道自治研究』第 594 号 (2018 年 7 月号) pp.2-12.
- 神原勝 (2019)『議会が変われば自治体が変わる【神原勝・議会改革論集】』公人の友社
- 岸本聡子 (2024)『杉並は止まらない』地平社
- 久保貴裕 (2019)「地方自治体の公的責任を放棄する包括委託は許さない」『KOKKO』第 36 号 (2019 年 8 月号) pp.57-64.
- 公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム (2018)「入札・契約に関する道内全市アンケート調査の結果について」『北海道自治研究』第 592 号 (2018 年 5 月号) pp.2-19.
- 斉藤徹史 (2018)「自治体の入札制度の歴史と公契約条例」『北海道自治研究』第 590 号 (2018 年 3 月号) pp.2-13.
- (2021)「公契約条例に関わる法的論点の検討」『自治総研』通巻 512 号 (2021 年 6 月号) pp.1-24.
- 篠田徹, 上林陽治編著 (2022)『格差に挑む自治体労働政策——就労支援, 地域雇用, 公契約, 公共調達』日本評論社
- 嶋田暁文 (2022)「公契約条例をめぐる多面的検討——諸論点の体系的考察」『地方自治ふくおか』第 77 号 (2022 年) pp.57-96.
- 白藤博行, 岡田知弘, 平岡和久 (2019)『「自治体戦略 2040 構想」と地方自治』自治体研究社
- 曾我謙悟 (2019)『日本の地方政府—— 1700 自治体の実態と課題』中央公論新社
- 全国町村議会議長会編 (2023)『議員必携第 12 次改訂新版』学陽書房
- 中澤秀一 (2024)「少子化対策としての最低賃金引き上げの必要性」『労働総研クォーターリー』第 132 号 (2024 年秋季号) pp.46-54.
- 永山利和 (2017)「公契約条例の今日的意義と経済波及構築の行政課題」『行財政研究』第 98 号 (2017 年 1 月号) pp.22-44.
- (2020)「広がる公契約条例 地域の運動のポイントは 元日本大学教授 永山利和さんに聞く」『経済』第 295 号 (2020 年 4 月号) pp.93-100.
- (2023)「世田谷区の公契約条例から考える「公共」再形成の可能性」『KOKKO』第 53 号 (2023 年 11 月号) pp.25-35.
- 永山利和, 自治体問題研究所編 (2006)『公契約条例 (法) がひらく公共事業としごとの可能性』自治体研究社
- 永山利和, 中村重美 (2019)『公契約条例がひらく地域のしごと・くらし』自治体研究社
- 野口鉄平 (2018)「政策目的型入札改革と福祉の活用」『自治総研』通巻 478 号 (2018 年 8 月号) pp.87-115.
- 濱口桂一郎 (2016)「公契約における労働条項」『季刊労働法』第 254 号 (2016 年秋季号) pp.82-94.

- 濱野恵（2018）「（資料）公契約条例の現状——制定状況，規定内容の概要」『レファレンス』第 812 号（2018 年 9 月号）pp.107-130.
- 早津裕貴（2023）「公契約条例を通じた労働条件規制の法的意義に関する検討」『季刊労働法』第 280 号（2023 年春季号）pp.58-73.
- ふじわら広昭（2014）「札幌市公契約条例提案から否決までの経緯」『北海道自治研究』第 541 号（2014 年 2 月号）pp.18-23.
- 古川景一（2012）「公契約を媒介とする雇用と労働条件の規整」『季刊労働法』第 239 号（2012 年冬季号）pp.217-228.
- （2013）「基調報告 公契約規整の意義と課題」『季刊労働者の権利』第 298 号（2013 年 1 月号）pp.20-37.
- （2017）「基調講演 多摩市公契約条例の到達点について」『北海道自治研究』第 582 号（2017 年 7 月号）pp.7-14.
- 保坂展人（2024）『国より先に，やりました』中日新聞東京本社
- 正木浩司（2018）「多摩市公契約条例の特徴と制度運用の現状について—— 2018 年調査の結果に基づき」『北海道自治研究』第 598 号（2018 年 11 月号）pp.27-42.
- （2019）「高知市公共調達条例の特徴と制度運用の現状について—— 2018 年調査の結果に基づき」『北海道自治研究』第 602 号（2019 年 3 月号）pp.24-41.
- 松井祐次郎，五十嵐恵（2011）「公契約における労働条項——公契約法／条例による賃金規制をめぐる動向と課題」『調査と情報』第 731 号（2011 年 12 月 15 日号）pp.1-12.
- 松井祐次郎，濱野恵（2012）「公契約法と公契約条例——日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保」『レファレンス』第 62 巻第 2 号（2012 年 2 月号）pp.53-78.
- 武藤博己（2003）『入札改革——談合社会を変える』岩波書店
- 森啓（2014）『自治体学とはどのような学か』公人の友社
- 山縣宏寿（2019）「自治体業務における包括委託の問題点——静岡県島田市のケースから」『季刊自治と分権』第 76 号（2019 年 7 月号）pp.65-73.
- 横関洋一（2009）「公共工事における入札契約制度改革の進展と課題——総合評価方式の導入と展開を中心に」『立法と調査』第 299 号（2009 年 12 月号）pp.90-103.
- 渡辺治（2020）『安倍政権の終焉と新自由主義政治，改憲のゆくえ』旬報社